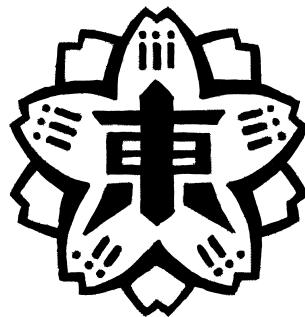


佐倉市立佐倉東小学校

いじめ防止基本方針



令和6年4月 見直し
第12版
佐倉市立佐倉東小学校

主な改訂および重点・・・

<今回の主な改訂点>

(7) 計画委員や代表委員会といった児童会組織を中心とした取組

- ③イエローリボン活動の推進
- I 思いやりにあふれ、お互いに気持ちよく過ごせる学校
・学級作りができるよう、いじめゼロ宣言をした証として全児童が名札に着ける。
イエローリボンを「イエローシール」に変更。 (昨年度実施実績より)

<前回までの主な改訂点>

1 重点箇所

- 3, いじめの態様
(2) 暴力を伴わないいじめ
⑯新型コロナウイルス感染症関連のいじめ
- 4, 学校 いじめ対策の組織
(2) 各組織
②人権・生徒指導会議（日常的な会議）・・・毎週水曜日（学校チームス上に記録を残す）

2 新型コロナウイルス感染症拡大状況により、一時活動を停止中（実施有無は、要検討項）

- 5, いじめを起こさせないための未然防止策
(7) 計画委員や代表委員会といった児童会組織を中心とした取組
- ①あいさつ運動 I 計画委員・ボランティア児童を中心に、毎週水曜日に昇降口で行う。
(集団登校日)
- II あいさつの大切さや、相手に与える印象などを話し合い、地域でも実践できるようにさせる。

3 教育課程変更に伴い、削除

- 5, いじめを起こさせないための未然防止策
(7) 計画委員や代表委員会といった児童会組織を中心とした取組
②学年集会の充実

- 5, いじめを起こさせないための未然防止策
(2) 授業について

※教師側の意識…授業開始や終了時間厳守、学習用具の準備確認に努める。

- ①授業の受け方の指導 I グーペタピン（姿勢）を意識させる。
II 教室は間違えてもよいところであり、友達の意見を笑わない。
III うなずいて話を聞くことができるようとする。

(4) 相談体制

- ③教育相談月間 I 年に2回6月と11月に実施する。
II 児童一人一人とアンケートをもとに個人的に話をする場を設ける。
III 内容の一つに、携帯やネット利用、困ったことの有無を入れる。
IV 業間休み・ドリルタイム・昼休み等を使って、全員と必ず話をする。
V 教育相談担当が実施報告を回収し、気になる児童について周知を図り、全職員で対応できる体制を整える。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対して

- ⑤保護者への啓発 I 上記③④については、授業の様子や内容を、学校・学年だより・ホームページや掲示物を通して地域・保護者に周知を図る。
II ①で携帯を所持している、もしくはインターネットを自由に使える環境にある児童については、個人面談の際に必ず話題にし、家庭でのルールの徹底や、使用のマナーについて話し合ってもらえるようにする。
III 保護者会でも全学級話題にする。
・携帯、スマホ、タブレットなどの利用時の約束
・児童を取り巻くネット犯罪やその危険

1. はじめに

千葉県いじめ防止基本方針には、『千葉県のいじめの状況 文部科学省が毎年実施している、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」3では、平成28年度の本県のいじめ認知件数は、32,228件、児童生徒1,000人当たりの認知件数は49.7件となつておる全国で6番目に多い。平成28年度以前の状況についても本県のいじめ認知件数は全国的には多い方に分類できる。しかし、いじめ問題への対応は未然防止とともに早期発見、早期の適切な対応が重要であることから、認知件数が多いことを過大に問題視することなく、むしろ積極的にいじめを認知し、解消することが重要である。』とある。また、佐倉市いじめ防止基本方針には、

さらに、子供にはいじめを生まない土壤づくりとして、道徳性をさらに高める教育が求められます。子供たち一人一人が、伝統として受け継がれてきた道徳的価値に気づき、日常生活の中で自己の信念に基づいて行動できるよう、道徳の時間を核として、学校教育活動全体で真摯に取り組む体制づくりが必要です。そして、日常的な指導と体験的な学習等により、子供一人一人が、「いじめを許さない」態度と「いじめを見逃さない」勇気を發揮することができるよう、教職員をはじめとした周囲の大人が指導と支援をしていく必要があります。そのためには、校長の強いリーダーシップの下、学校の教職員が一体となっていじめ根絶に取り組む姿勢を家庭や地域に発信していかなければなりません。

とあります。このことを受け、以下のように、いじめ問題に対応していきます。

佐倉東小学校の学校教育目標は「人にやさしい子」で始まります。各学級には「いじめやけんかをせずに、友達同士仲よく助け合います。」という目標を掲げ、人権教育を学校の教育活動の中心に据え、「なかよし」を合い言葉に、日々の教育活動に取り組んでいます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、1人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから1人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑劣な行為である。」「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる。」という意識をもつことが大切です。そして、それぞれの役割と責任を自覚することが必要です。その上で、心豊かで安全安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識をもっていじめに対峙することが大切になります。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。また、仮にいじめが起きてしまった場合には、組織立てて迅速に対応するためにマニュアルを全職員で共通理解し、共同歩調を取ります。早期発見を心掛け、正確で丁寧に、虚偽や隠蔽の説明を行うことなく、再発防止に全力を尽くします。

「佐倉東小学校は人権を守り、人にやさしい子を育てることができる学校です。」「自分も、自分と違う他人も認め合い、自己実現に向けて頑張ろうとする子を育てることができる学校です。」と、胸を張れるように取り組むだけではなく、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校・保護者・地域が一体となって連携を取り合い、「いじめのない学校」づくりに邁進する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第二条より

3. いじめの態様

いじめには暴力を伴うものと、そうでないものに分けて考えることがいじめの解決には有効といわれています。全職員で検討してみた結果、本校で起こりうるのは以下のように考えられます。このような暴力・暴言などのいやがらせ行為を全職員で排除していきます。

(1) 暴力を伴ういじめ

目に見えやすいものが多いのが特徴です。しかし、学校が把握していながらも、毅然とした対応がなされなかつた、適切な対策がなされなかつたという問題が起きています。

本校で起こりうるのは以下のようないいじめだと考えられます。

- ①叩く・蹴る・つねる・ひっかく・かむ。
- ②足かけをして転ばせる。
- ③後ろから押す。
- ④後ろからそっと消しカスを首元や頭頂部に入れる。
- ⑤ばれないようにもの・消しカスを投げる。
- ⑥集中して鬼ばかりさせたり、ドッジボールでずっと1人ねらいをする。
- ⑦人前でズボンを無理やり降ろす。写真を撮ってインターネットに流す。
- ⑧異性のトイレに無理矢理押し込む。
- ⑨ものを投げて当てる。

(2) 暴力を伴わないいじめ

目に見えにくいものが多く、見過ごされやすくなることがあります。小さなトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展したり、最初に被害を受けた児童がやり返して加害者になったりする場合もあります。また、その場で、その事象を指導しても解決しないことがあります。具体的には以下のようないいじめが挙げられます。

- ①無視する。人によって態度を変える。その人に近付かない。にらむ。
- ②仲間はずれ。ペアを組まない。
- ③笑ったり嘲笑したりする。からかう。（体の特徴など。）
- ④嫌がることを言い続ける。
- ⑤その人の物を触らない。
- ⑥本人が認めないあだ名をつける。
- ⑦1対集団
- ⑧葬式ごっこのような遊び
- ⑨悪口 隠口
- ⑩悪事を強要する。（万引き等。）
- ⑪物をかくす・わざと壊す・探している時にそっと戻す・盗む・机の中を勝手に見る。
- ⑫落書き
- ⑬金銭要求
- ⑭テストの点数を大きな声で言う。
- ⑮人の名を借りて相手にいやなことを言う。
- ⑯インターネットを利用したいじめ（LINE 3DS 裏サイトなど）
- ⑰新型コロナウイルス感染症関連のいじめ

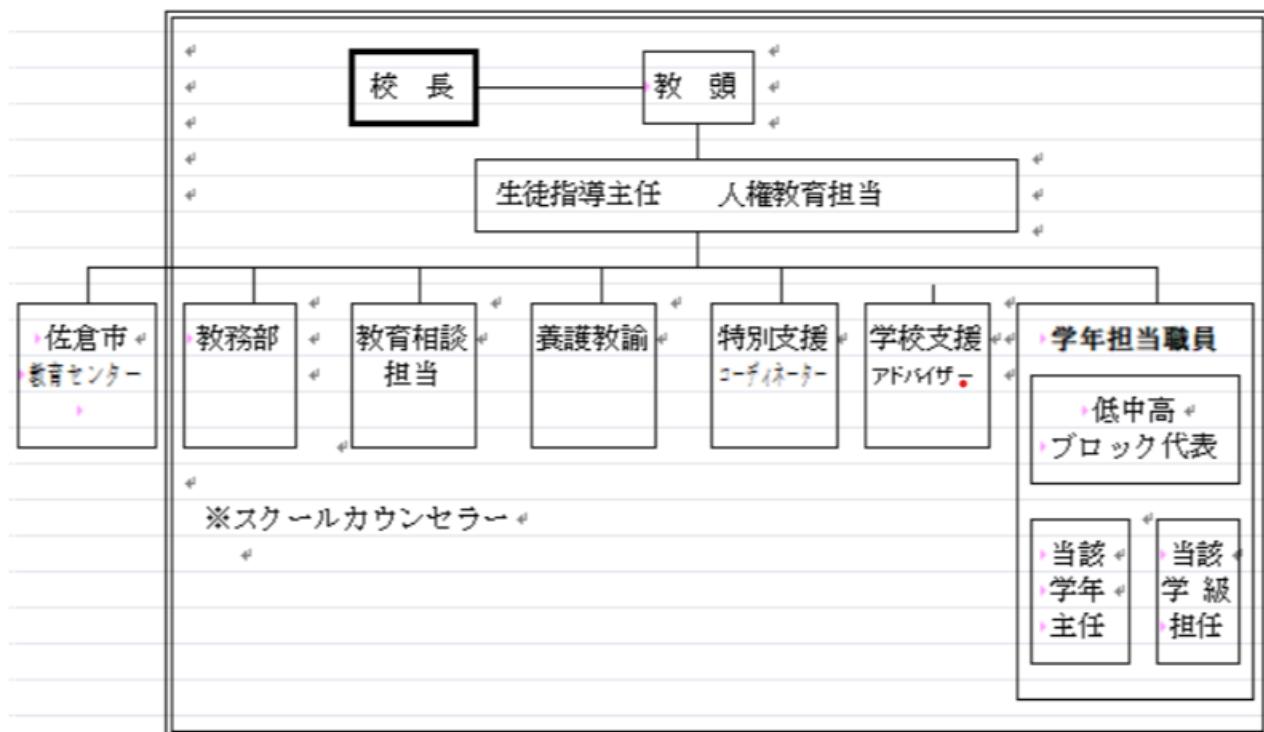
(3) 法律に抵触する恐れのある行為

(1) (2) の中には少年法に抵触する行為、もしくは成人であれば刑法に抵触するであろう行為に発展するおそれがあるものもあります。

刑法第222条（脅迫）第223条（強要）第249条（恐喝）	(1) ⑧ (2) ⑩⑪
刑法第235条（窃盜）	(2) ⑪
刑法第261条（器物損壊等）	(2) ⑪⑫
刑法第230条（名誉毀損）第231条（侮辱）	(1) ⑦ (2) ③④⑥⑧⑯⑰
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条	(1) ⑦

4. 学校 いじめ対策の組織

(1) 佐倉市立佐倉東小学校 いじめ対策組織図



(2) 各組織

①生徒指導教育推進委員会・・・隨時

- ・校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・学校支援アドバイザー・教育相談担当
特別支援コーディネーター・低中高ブロック代表 1名
- ・児童・保護者・警察・学校医については、必要に応じて依頼する。
- ・保護者の代表については、原則として PTA 会長にお願いする。

I : いじめ基本方針の策定の中心組織とする。

II : 具体的な年間計画等を作成・見直しを行う。

III : いじめ防止等の取り組みのチェックを行う。

②人権・生徒指導会議（日常的な会議）・・・毎週水曜日（学校チームス上に記録を残す）

校長・教頭・学校支援アドバイザー他、全職員で実施する。

I : いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集及び記録を行う。

II : いじめ防止にかかる重点事項の確認をし、周知する。

III : いじめの相談及び通報窓口の役割を担う。

校外からの通報は教頭が担い、担当者（担任、生徒指導主任）へ連絡。

043-484-0626

③生徒指導緊急会議・・問題発生時

校長・教頭・生徒指導主任・人権教育担当主任・教育相談担当・養護教諭

特別支援コーディネーター・学校支援アドバイザー

該当担任及び該当学年主任及び該当ブロック代表

（スクールカウンセラー）

I : いじめ情報があった場合招集し、情報の収集と記録を行う。

II : 具体的な対応策を練り、情報を共有し、周知する。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめはなんといっても未然に防止することができる事が一番です。その際にもっとも重要なことは、平素から全職員・子どもを見守る立場にいる大人全員が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という先に述べた意識をしっかりともち、きめ細やかな指導と支援をすることです。

すべての児童の長所を認め、一人一人が存在感を発揮できる教育活動を実践すること。また、児童に対する受容的・共感的な態度により、一人一人の人権が尊重され、互いを認め合う人間関係づくりを行うことができるようになります。

職員は様々な教育活動の場面で、自らの差別的な発言や、児童を傷付けたりする発言や体罰が、いじめを助長することにつながるという認識をもち、豊かな人間関係づくりに心掛けていきます。また、過度の競争意識、勝利至上主義が児童のストレスを高めることになり、いじめを誘発しかねないことを理解して指導にあたるようにします。

(1) 教職員の資質向上について

児童の指導にあたる教職員の資質を高めるための方策を練り、研修を積極的に行い、職員間の連携を深めることができます。

①研修の充実	I 態様を見逃さない目、いじめに対して敏感な心をもつことができる。 II 人権意識を高める。 III 子どもの言葉に耳を傾ける力を高める。 IV 子どもへの適切な指導ができる。
②報連相の徹底	I 早期の対応を心掛ける。 II 自分の固定概念にしばられず、「自分がよいと思ったことが本当によいか」という客観性をもつことができるよう連携を図る。
③さん付けの徹底	I 授業中のみならず、常に呼び捨てにしない。

(2) 授業について

生徒指導の3機能を生かした授業実践を目指します。具体的には教職員と全児童との「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や、「自己決定」の場面を与えることができますように努めます。

※教師側の意識…授業開始や終了時間厳守、学習用具の準備確認に努める。	
①授業の受け方の指導	I グーペタピン（姿勢）を意識させる。 II 教室は間違えてもよいところであり、友達の意見を笑わない。 III うなずいて話を聞くことができるようする。
②児童の活動の尊重	I お互いに認め合う態度の育成。 II 一人一人の意見を尊重して進む授業実践。 III 児童が相互に称賛できる場面を設定する。
③授業参観による道徳の展開	I 道徳について、児童だけではなく、保護者も参加し共に考えることができるよう、必ず年に1回は道徳授業を展開する。

(3) 道徳について

人権教育を核に、全校で「いじめ」を題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を育て、人権意識の高揚が図れる授業実践を目指します。また、思いやりや生命尊重の心を大切にする指導の充実に努めます。

①授業において	I 自分のよさに気付くことができる授業 II 友達のよさを発見し、違いを認めあえる授業 III ロールプレイング等を用いて、自分を見つめる授業 IV 考え、議論することを意識した授業
②豊かな人間関係づくり	I 自分の気持ちを大切にして、相手の気持ちを受け入れながらよく伝えあう手立てを身に付けることができる授業
③人権週間	I 人権標語や、学級毎の「人権宣言」の策定。また、学年代表の人権標語は校内に掲示し、全校で人権を守ろうとする意識の高揚を図る。 II なかよし作文（友達とのかかわり）を全児童が書き、校内放送で発表したり、印刷して各学級に配付したりして、友達の意見を読み合い、考えることができるようする。 III 人権映画会を開き、全校で同じテーマでいじめについて考える場の設定をする。

④いじめ関連を題材として

- | | |
|----|--------------------------------|
| 1年 | 「ダメ！」(A-1) 善悪の判断、自立、自由と責任 |
| | 「いっしょにかえろう」「なかなおり」(B-9) 友情、信頼, |
| 2年 | 「つよいこころ」(A-1) 善悪の判断、自立、自由と責任 |
| 3年 | 「本当の宝物」(A-1) 善悪の判断、自立、自由と責任 |
| 4年 | 「ほっとけないよ」(A-1) 善悪の判断、自立、自由と責任 |
| 5年 | 「知らない間の出来事」(B-10) 友情、信頼 |
| 6年 | 「友達だからこそ」(B-10) 友情、信頼 |

(4) 相談体制

年度初めに、『いじめとは何か』『いじめが起きた時には、どう対応したらよいか』について、必ず伝え、相談することや通報すること（「話す勇気」）が大切であることを確認します。

また、「困ったな」「つらいな」と思ったらすぐにいろいろな先生に相談できるような、相談しやすい環境を整え、児童の様子が気になったらすぐに声を掛けることができるようになります。

①学校支援アドバイザーI	定期的に学校、学級を巡回し、児童の様子を把握するとともに、直接相談に応じる。
②教育相談ポスト	I 各学級で啓発を図り、誰にでも相談できる場があることを周知する。 II 担当が確認し、入っていたら相談したい先生と連絡を取り、相談できるようにする。 III 教育相談担当・養護教諭を中心に対応し、必要に応じて周知する。
③教育相談月間	I 年に2回6月と11月に実施する。 II 児童一人一人とアンケートをもとに個人的に話をする場を設ける。 III 内容の一つに、携帯やネット利用、困ったことの有無を入れる。 IV 業間休み・ドリルタイム・昼休み等を使って、全員と必ず話をする。 V 教育相談担当が実施報告を回収し、気になる児童について周知を図り、全職員で対応できる体制を整える。
④振り返りノート	I 学年の実態に応じて毎日の出来事や感じたことをノートに書くことで相談する場を増やす。 II ノートの大きさは自由。 III 基本は毎日するが、低学年は毎日でなくてもよい。 必要に応じて、教頭から連絡をとり、相談体制を整えます。
⑤外部機関との連携	I スクールカウンセラー（佐倉東中学校に在籍） II 佐倉市教育センターの相談室（佐倉東小となり） III 学校支援アドバイザー

(5) アンケート

いじめに関するアンケート、学校生活のことについてのアンケートを行うことで、教師に直接訴えることに不安を感じている児童の気持ちに気付ける機会を増やします。そして、その結果を生徒指導に活かすことができるように方策を練ります。また、時期をずらしていくつかのアンケートを行うことで、「いつ起きてもすぐ対応できる」という認識をもって実践できるようにします。

①学校生活アンケート	I いやなことはあるかではなく、先生に話したいことはありますか？という問い合わせにする。 II 教育相談に生かす。
②Q U	I 学級の状態・児童の心の状態を図り、生徒指導に（5月・11月）生かす資料とし、教育相談に生かす。 II 正直に答えられる雰囲気づくりに気を付ける。

(6) 体験学習等

それぞれの役割を自覚し、お互いの意見を尊重し、お互いのよさを発見しながら協力し合う姿勢を育てるができる内容を検討し、実践できるように努めます。また、学習を通して達成感や感動する心、人間関係を深めることができる活動になるようにします。

①計画	I 美しいものに触れ、追究しようとする心情を育てる内容。 II 一人一人に役割があり、全員でつくり上げる喜びや感動を味わえる内容。 III 様々な体験や経験を通して、多様な考え方や知識が学べる内容。 IV グループを作る際にも配慮できるような内容。
②内容（予定）	…昨年度は、新型コロナウィルス感染症予防対策により中止や変更、縮小有。
1年 「公園探検」「秋と遊ぼう」「昔遊びをしよう」	活動の際はグループを作り、どんな役割があるか、どんな活動をするかを考えさせる。また、地域の人達との交流を通して、感謝の気持ちや、あいさつの大きさなどを始め、交流の基本を学ぶことができるようになる。
2年 「わたしの町 はっけん」	グループ毎に町で働く人に仕事の内容や工夫についてインタビューし、紙芝居やペーパーサートなどにまとめ、発表会を行う。 「学校案内」 2年生が、入学したばかりの1年生に学校のいろいろな場所を紹介しながら校舎内外を案内する活動。上学年としての役割・上学年に対する態度など、交流の基本を学ぶ場にできるようにする。
1・2年 「校外学習」（1・2年生合同でキッズダム・アンデルセン公園＊隔年ずつ）	グループは教師の意図をもって作り、協力して活動できる場を設定する。自分勝手とはどういうことか、協力するとはどういうことかを具体的に指導するとともに、上学年としての役割・上学年に対する態度など、交流の基本を学ぶ場にできるようになる。また、計画もなるべく自分たちで立てさせる。
3年 「校外学習・社会科見学」（市内見学・その他方面は毎年決定）	誰とでも、どんな役割でも協力できるように設定する。また、計画も自分達で立てさせ、「やらされる活動」から「やる活動」になるように工夫する。 「佐倉こどもかるた体験」 佐倉のよさを表現した「佐倉こどもかるた」について知るとともに、かるたを作った子都手留会の方の思いに気付かせる。かるた遊びを楽しみながら、読み句や絵札から佐倉の様々なよさについて学ぶことができる。 「東小かるた作り」 これまで調べたり聞いたりしたことをもとに、東小かるたを作成する。地区ごとに読み句にするキーワードや絵札を考えていく。意見を伝えあったり、相談したりする活動を通して、共に学び合う喜びを実感し、よりよいかるたを自分たちで作り上げていく。 「地域安全マップをつくろう」 ガードパトロールさんと地域の公園をまわり、防犯マップを作成することを通して、自分の地域を見直し、安全に過ごそうとする気持ちをもつ。また、低学年に発表するために資料をまとめることで、発表する達成感を味わう。
4年 「印旛沼博士になろう」（総合的な学習の時間）	学区内の湧水や印旛沼について調べ、同じ興味をもった児童がグループを組んで調べる。協力したり役割分担したりして調査・資料作り・発表を行うことで、学区の環境について考え、発表する達成感を味わう。 「校外学習」（千葉県庁・千葉市科学館など、方面は毎年決定） 誰とでも、どんな役割でも協力できるように設定する。また、計画も自分達で立てさせ、「やらされる活動」から「やる活動」になるように工夫する。
5年 「宿泊学習を成功させよう」	「校外学習を成功させよう」（社会科の学習と連動、方面は毎年決定） 年間を通して一人一役。決め方も工夫する。「やりたいことを好きな人とやる」ではなく、「どんな人とも協力してどんな仕事も一生懸命やる」ことができるようになる。また、しおり含めすべて自分たちで計画・作成させる。 「千成幼稚園・高齢者施設との交流会」 自分でできることは何か、異年齢の人に対してどうすることができるかを考えながら、自分も役に立つことができるということを実感できるようにする。
6年 「修学旅行に行こう」（鎌倉・箱根方面）	「校外学習を成功させよう」（国会議事堂・東京見学） どちらも自分たちで作り上げることができるよう計画をさせる。

「友情の和を深めよう」

なかよしタイムの活動計画や運営・ふれあい給食の企画・運営を通して、自分の立場や役割を理解し、活動できるようにする。

「性教育」

助産師を迎える、人間が生まれるということの奇跡や、命の大切さについて考える。

(7) 計画委員や代表委員会といった児童会組織を中心とした取組

未然に防止する上で必要な事の一つに、「児童相互にいじめは絶対にいけない」という意識をもつことができる」ようにする取組があります。佐倉東小学校には児童会という組織はありませんが、それに代わる計画委員会、そして、各クラスの代表からなる代表委員会の組織があります。

計画委員会を中心に、いじめ防止を訴えたり、思いやりについて考えたりする自主的な活動に取り組めるように計画・支援します。

①人権集会の開催といじめゼロ宣言

I 各学級で出された人権宣言のもとになる、佐倉東小のいじめゼロ宣言を策定する。

II 人権集会でいじめについて児童全体で考えた後、代表委員会に案を出し、話し合って決定する。

②あいさつ運動

I 計画委員・ボランティア児童を中心に、毎週水曜日に昇降口で行う。（集団登校日）

II あいさつの大切さや、相手に与える印象などを話し合い、地域でも実践できるようにさせる。

③イエローリボン活動の推進

I 思いやりにあふれ、お互いに気持ちよく過ごせる学校・学級作りができるよう、いじめゼロ宣言をした証として全児童が名札に着ける。

II 詳しくは児童会担当と計画委員会で企画する。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対して

1990年代、PCならびに携帯電話の開発普及の加速により、現在本校でも保護者の携帯所持率は100%，児童の所持率も高学年に上がるにつれて50%を超えていました。誕生日やクリスマスに携帯端末やタブレット型PCをもらう児童も増えてきています。

日々進化していく情報機器。確かに便利ですが、便利になればなるほど危険性が増大します。正しい使い方を教師・児童が知り、正しく使える活用力と、危険性の周知を図ります。

①児童の実態調査

I 高学年中心に児童がどれくらい携帯端末を所持しているか、どれくらいインターネットを利用しているかをアンケート等で調査し、状況の把握をする。

②インターネット活用の研修

I 外部講師や校内講師で、ネチケットをはじめ、インターネットリスクを正しく指導する研修を行う。

③ICTによるネチケット指導

I PCを使用してのメール・ブログ・ホームページなどの情報の授受についてのマナーの指導を全学年が道徳の授業等で行う。（ICT活用）

II 教室にて、携帯ゲーム機についても同様であることを指導する。

④外部講師による 携帯電話安全教室

I 9月の授業参観の際に、高学年を対象に行う。（隔年）平成25年度から隔年実施。計画立案は生徒指導主任。

II スマートフォンなども対象にして行い、児童や保護者の現状に即した指導にする。

⑤保護者への啓発

I 上記③④については、授業の様子や内容を、学校・学年だより・ホームページや掲示物を通して地域・保護者に周知を図る。

II ①で携帯を所持している、もしくはインターネットを自由に使える環境にある児童については、個人面談の際に必ず話題にし、家庭でのルールの徹底や、使用のマナーについて話し合ってもらえるようにする。

III 保護者会でも全学級話題にする。
・携帯、スマホ、タブレットなどの利用時の約束
・児童を取り巻くネット犯罪やその危険

(9) 保護者・地域との連携・啓発について

いじめを防止し、早期に対応するためには、「1、はじめに」で述べたとおり、「児童を取り囲む大人一人一人」の力が必要になります。すなわち、学校としての認識や、学校での活動・対応方針を本校保護者だけではなく、地域の方にも周知し、協力と情報提供の依頼を行うことが必要になります。本校は、PTA組織の他に、ガードパトロールも有しています。地域の力を有効に使い、「児童を取り囲む大人一人一人」が単なる常套句にならないように、密に連携を図っていきます。

①ガードパトロール	I 登下校の安全、敷地内の児童の安全確保のために、地域の方で組織されている。本校のいじめに対する基本方針を周知し、児童を見守る立場でも協力を仰ぐ。 II 学校だよりは保護者のみならず、ガードパトロール、地域への回覧等を通して、学区内のすべての家庭で見ていたいている。いじめ防止のための取組や、児童の教育活動の様子を分かりやすく伝え、地域の様子に気を付けていただく。 III PTA の校内に向けた広報誌においても、同様とする。 IV 家庭教育の手引きに人間関係づくりや、いじめに対する学校の考え方を掲載し、啓発を図る。 ・いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、学校一家庭で協力し、サインを見逃さないようにする。 (遅刻・忘れ物・トイレ・口数・笑顔・友達関係の変化・健康観察での様子等)
②各種たよりの活用	I 学校だよりは保護者のみならず、ガードパトロール、地域への回覧等を通して、学区内のすべての家庭で見ていたいている。いじめ防止のための取組や、児童の教育活動の様子を分かりやすく伝え、地域の様子に気を付けていただく。 II PTA の校内に向けた広報誌においても、同様とする。 III 家庭教育の手引きに人間関係づくりや、いじめに対する学校の考え方を掲載し、啓発を図る。 ・いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、学校一家庭で協力し、サインを見逃さないようにする。
③ホームページ	I 学校ホームページにいじめ防止基本方針を載せ、周知する。 II 写真等の掲載については個人情報が守られるように十分に配慮する。 III 学校だより同様、いじめに対しての学校での取組や活動を掲載し、啓発を図る。
④保護者会等	I 以下の機会を有効に使い、文書等で分かりやすくして啓発を図る。 A : 4月・3月の保護者会 B : 7月（全家庭）・12月（希望者）の個別面談 C : 家庭教育学級における校長講話 D : 教育ミニ集会

(10) その他

未然防止策については、隨時追記・変更を行い、未然防止をするために必要な内容について常に見直し、考えながら教育活動に取り組めるようにします。

6. いじめを発見した時の早期対応策

いじめが起きないようにするのは重要ですが、もしもいじめが起きてしまった場合には、その問題を解消するためにも早期に発見することが何よりも大事になります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そのため、早い段階から適切なかかわりをもち、積極的にいじめを認知できるようにすることが必要です。

(1) 早期に発見するために、いじめの情報に敏感に対応します。

○○君・さんにいじめられました。という報告がないまま、「実はいじめられていて」と深刻化することが多くあります。日常の教育活動において、以下のような点に気を付けることで、早期発見できるようにします。

- ①児童が報告・相談をしやすい雰囲気のある人間関係づくり
- ②アンケートや振り返りノートの効果的な活用
- ③授業形態を工夫し、担任以外の様々な先生とかかわる場を多くする。
- ④児童から出されるサインを見逃さないためにも、どんなサインがあるか研修する。
(遅刻・忘れ物・トイレ・口数・笑顔・友達関係の変化・健康観察での様子など)
- ⑤保護者との信頼関係づくり
- ⑥昼休みや授業外の時間の活動の把握(人間関係や活動内容を把握。かつ直接関わっていく)
- ⑦靴箱や教室などをいつでも整理整頓し、同じ状態を保つことで異変に気付きやすくなる。
- ⑧給食時には食べる量の変化や食べ方などに気を配る。
- ⑨職員間の情報共有

(2) 事実確認を正確に行います。

- ①情報を確認したら、まずは当該学年主任やブロック主任・生徒指導主任などが連携し、複数の職員で組織的に対応します。
- ②まず、当該児童・かかわりのある児童・すべての教職員から情報提供を受け、事実関係の把握に努めます。その際、必ず時系列で詳しく整理して記録を取ります。
- ③確認されたことを基に、生徒指導緊急会議を開き、事実を確定します。

(3) 指導方針を決定します。

- ①(2)の事実確認で把握した状況・児童の関係・家族状況等を考慮し、生徒指導緊急会議で指導方針を迅速に検討します。
- ②情報を共有し、今度の指導の進め方について共同歩調が取れるように周知を図ります。

(4) 関係児童・保護者への対応を適切に行います。

①いじめを受けた児童・保護者への支援

- I 事実関係を確実に伝えます。
 - ・電話や連絡帳ではなく、直接会って状況を丁寧に説明します。
 - ・今後の指導方針についても分かりやすく説明し、協力を依頼します。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラー、佐倉市教育センターの相談室などの専門家に連絡します。
- II いかなる理由があっても「いじめられた子どもを守り通す」姿勢で解決にあたります。
 - ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限り不安を除去します。
 - ・担任のみでの指導にならないように協力体制を組み、必ず複数の職員で当該児童の安全を確保します。
 - ・いじめられた児童が信頼できる人を見付け、連携体制をとり、いじめられた児童に寄り添える体制を作ります。
 - ・別室指導、保健室登校など、児童を守るためにできうる手段すべてを講じます。

②いじめを行った児童・保護者への指導・助言

I 児童には、行った行為について毅然とした態度で指導をします。

- ・行為を振り返らせ、問題点を理解させます。

- ・いじめは人格を傷付け、人権を侵害し、生命・身体の安全を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

- ・いじめはどのような理由であっても許されないということを理解させます。

- ・直接ではなく、観衆としてはやし立てたり面白がったりしていた児童や、周辺で暗黙の了解を与えてることになっている傍観していた児童についても加害者であるという意識を理解させ、指導します。

- ・児童相互・保護者間で謝罪の場をもち、相互に相手の気持ちを理解できるまで話し合い、今後のよい人間関係の構築につながる支援をします。

- ・自分を省みない、繰り返し行うなどの場合には、出席停止・警察との連携も視野に入れ毅然とした対応をします。

II いじめを行った背景についてじっくりと聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、佐倉市教育センターの相談室などの専門家に連絡し、指導にあたります。

- ・被害児童の辛さ・悔しさ・不安に気付かせ、加害者である自覚をもたせます。

- ・常に被害者の気持ちを最大限に考慮した指導・支援をします。

- ・いじめに至ってしまった心情・グループであればその中の立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方についてじっくりと考えさせます。

III 保護者に対しては、いじめてしまった児童の健全な発達のために協力をお願いします。

- ・事実関係を把握したら速やかに連絡を取り、加害児童と同席で事実の確認をします。

- ・事実に対する保護者の理解や納得を得てから、学校と保護者で連携して以後の対応を行います。

- ・いじめた児童が抱える問題や背景に目を向け、当該児童の安全・安心・健全な人格の発達に配慮します。

- ・課題に向き合うだけでなく、児童のよい点に目を向けさせ、それを認め伸ばす支援を行います。

- ・児童が自分の問題として向き合えない場合には、毅然とした対応をすることを伝えます。

③いじめが犯罪行為にあたる場合

躊躇せずに関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

I 児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと校長が判断した場合は、ただちに警察に通報します。

II 保護者との連携を図りながら指導を行っているにもかかわらず、改善が見られずいじめが継続される場合には、状況に応じて関係諸機関に連絡します。

(5) 継続的に見守り、指導や助言活動を続けます。

表面的に変化したことで「解決」と決めつけず、支援を継続します。

①保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝えたり、家庭での変容について聞いたりして、継続的な支援をします。（被害者・加害者とも）

②被害児童には、職員が毎日声を掛け、小さな変化を見逃さず「いつでも見守っている」という安心感を与えられるような配慮を継続します。

③いじめを加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」についても、いじめを助長する行為であることを伝え、指導をします。

7. 重大事態への対処

重大事態

- (1) 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合には迅速に調査
- (3) いずれの場合にも児童や保護者から「重大事態に至った」という申し立てがあった場合には学校側の判断の如何にかかわらず重大事態が発生したとして対応にあたる。

(1) 事実関係を明確にするための調査をします。

基本的には、以下の流れで速やかに事態の発生を報告します。ただし、緊急の場合には臨機応変に対応します。

- ①学校内及び教育委員会への報告、連絡
 - a. 【校 内】発見者 →当該学級担任 →学年主任 →生徒指導主任 →教頭 →校長
 - b. 【校 外】校 長 →佐倉市教育委員会 指導課 (043-484-6185)
→佐倉市教育委員会 教育長 →佐倉市長 →千葉県知事
 - c. 【関係機関】校 長 →佐倉警察署 (043-484-0110)
- ②調査は生徒指導緊急会議のメンバーで行います。
- ③いじめ行為について、客観的な事実関係を可能な限り明確にするために調査します。
- ④一報後は生徒指導主任を中心に文書を作成し、あらためて管理職、教育委員会に報告します。
「いつ（いつ頃から）・誰から・どのような態様で・背景事情や人間関係の問題・対応」
- ⑤被害者や、情報提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) 調査にかかわるいじめを受けた児童・保護者へは必要な情報を提供します。

- ①調査の結果については、丁寧に説明します。
- ②事実関係について、個人情報の保護を盾にして説明を怠ったりすることや、虚偽の説明をしたりすることはしません。